

板橋区立上板橋第一中学校

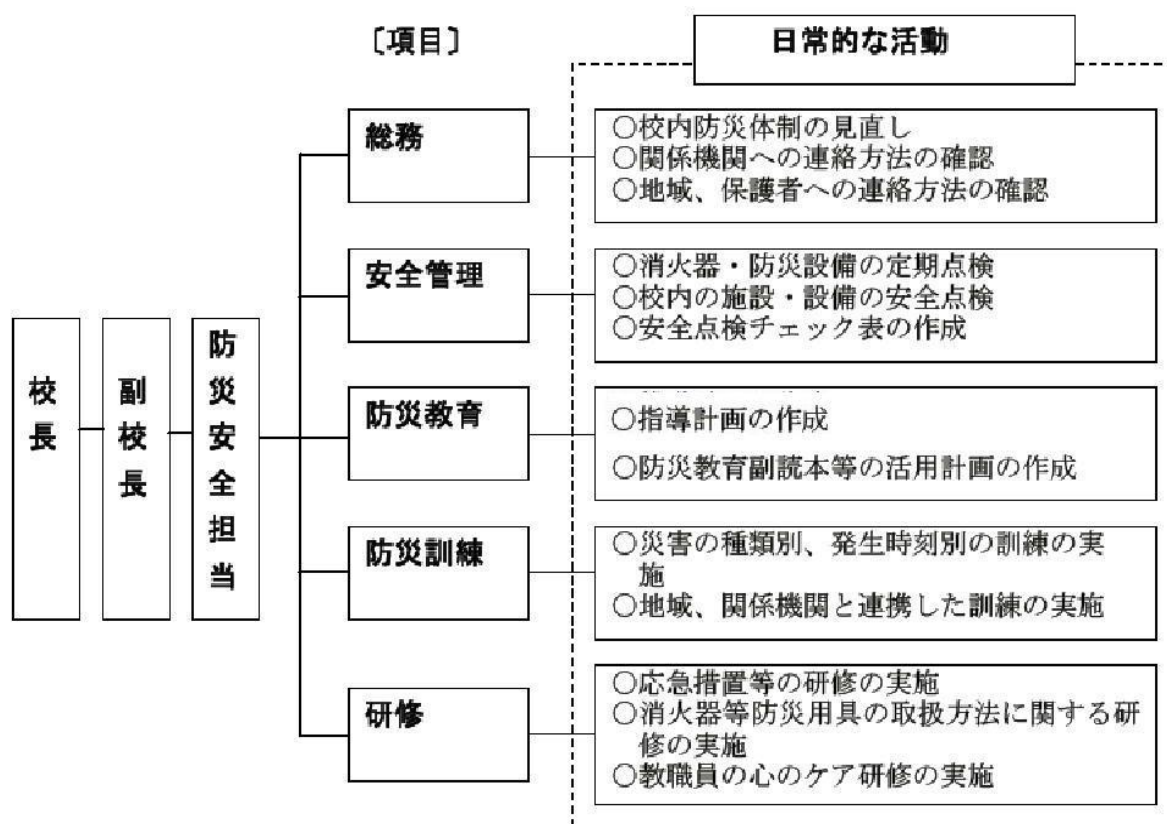
危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、上板橋第一中学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

1 日常における学校防災体制

- 1 日常における防災組織は、校長・副校長および生活指導部（防災安全担当）をこれに充てる。その役割は、次に図示するものである。



- 2 校内の避難経路、生徒の避難集合場所については、年度始めに生活指導部（防災安全担当）がこれを示し、各教室に掲示するとともに、これを用いた避難訓練を実施する。
- 3 学校の非常持出用重要書類は次にあげるものを各担当者が持ち出すものとする。但し、緊急事態の場合は、命を優先して行動する。
 - 出席簿・・・各学級担任
 - 卒業生台帳・・・副校長
 - 指導要録（在校生）・・・教務部副担任
 - 履歴カード・・・事務
- 4 毎年実施される学校施設点検表による施設全体の点検を実施する際に、併せて、防災の観点から、「学校施設・設備の安全点検リスト」（様式－２）により、施設・設備の点検を実施し、改修の必要があると判断される場合には、学校施設点検表及び詳細内容記入欄に具体的に記入する。

2 地震の事前対応計画

1 「東海地震に関連する情報」について

(1) 「東海地震に関連する情報」は、

「**観測情報**」東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発令。

「**注意情報**」東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。

「**予知情報**」東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表。

の3つのレベルに分けられる。

(2) 予知情報を受けて、内閣総理大臣は**強化地域**に、**警戒宣言**を発令する。

(3) 「強化地域」の指定は、東海地方を中心に8都県263市町村が指定され、東海地震発生時には、震度5弱・5強程度の揺れが予想されるため、強化地域に準じて対策を講じることとしている。

2 基本的対応について

	区の対応	学校の動員体制	学校における児童生徒等に対する措置
観測情報	平常体制		
注意情報	区警戒本部の設置	経営責任職・運営責任職（校長・副校長）	1 注意情報発表の場合、在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。 2 予知情報発表時は、学校、地域、生徒の実態に応じて、学校において直接保護者に引き渡す。 3 留守家庭等の生徒については、学校で保護する。（※事前に確認が必要） 4 遠隔地からの通学者については、学校で保護する。
予知情報 ↓ 警戒宣言 発令	区災害対策本部の設置	全員配備 勤務時間外において警戒宣言の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自発的に参集する。	5 通学中、在宅中に注意情報（又は警戒宣言）が発せられた場合は、休校とする。 なお、登下校時にあっては、帰宅する等措置を講じる。 6 「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、教育委員会指導室（指示がなくても自動的に）に報告する。（様式-3）

○ 校外活動時に「警戒宣言」が発令された場合

(1) 宿泊を伴う校外活動時（修学旅行・移動教室等）の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。校長・副校長（管理職）は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

(2) 宿泊を伴わない校外活動時（日帰り遠足、社会科見学等）の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。帰校後児童・生徒等の措置は在校時と同様にする。

ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの施設等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。

校長・副校長（管理職）は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。行き先が強化地域内の場合は、所在地の警戒本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡し、校長・副校長（管理職）は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

※「東海地震に関する情報」発令時、とるべきその他の措置（＋警戒宣言の場合）

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置	1 避難器具（救助袋、梯子等）の点検 2 避難通路の確保、非常口の開錠と開放 3 必要に応じて退避の指示 4 施設の立入禁止区域の設定及び周知 5 退避の際の誘導責任者は、危機管理マニュアルに定める避難誘導班長として、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導 6 退避誘導後、校内残留者を把握
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の点検又は使用停止措	（注意情報の場合は、使用する機械設備・電気設備の確認を行う） エアコンその他必要以外の電気・機械設備は使用停止とする。
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置	1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 2 消化用水の確認 3 火気使用の制限、やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。 4 使用していないガスの元栓の閉止
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水層への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

3 防災教育・防災訓練・職員の研修

1 防災教育にかかわる指導時間と内容

(1) 防災教育

指導時間	指導内容
◎ 特別活動 ＊関連学習内容があるときには、その他の教科においても防災について指導する。	◎ 震災時の行動確認 授業中・休み時間 放課後・登下校時 自宅にいるとき・校外学習時 ◎ 震災避難訓練

(2) 生徒への防災教育実施に際しての留意事項

- 学校安全計画に基づき実施する。
- 防災教育については、冊子「3・11を忘れない」等により、年度当初に指導する。車いすや松葉杖を使用している等の生徒について配慮が必要な場合は、学年会で相談し、適切に対応する。
- 様々なケースにおける災害時の行動のしかたについても指導する。
- 安否の確認方法について確認する。
- 避難救済所開設時の生徒の役割について訓練する。

2 防災避難訓練

- 消防機関と連携し、応急手当、心肺蘇生法、AED講習会を同時に実施する。
- 防災訓練は学期1回以上実施する。
- 年1回、保護者に協力を求め、引き取り訓練を行う。

3 職員の防災研修

- 4月 危機管理マニュアルの読み合わせ
非常時の行動分担
- 5月 学区域の安全確認
- 9月 宿泊行事に関する安全研修
- 10月 広域避難場所避難に関する研修
救助袋の使用法講習
- 1月 危機管理に関する研修
- 2月 防災訓練（総合）に関する研修
- 3月 今年度の反省

4 震度 5 弱の地震が発生した場合の初期対応

1 地震発生時の基本行動

(1) 授業中地震が発生した場合の基本行動

	本部員の基本行動	教師の基本的行動	生徒の基本的行動
第1次措置	○火気使用器具の始末を すると共に初動体制に 必要な指示、命令を校 内放送で行う。	*授業担当者は、地震発生と同時に 生徒を机の下などに身をかくさせ 本部からの指示を待つ。 *火気使用器具の始末を行う *窓際やテレビ、ロッカーなどか ら生徒を離れさせる。 *指示は大声で明確にして、生徒 を落ち着かせる。 【指示例】 ・「大丈夫、あわてるな」・「静かにして、 落ち着け」・「外に出るな」・「机の 下 にもぐれ」・「防災頭巾をかぶれ」・「机 の脚を両手でしっかりつかめ」 ・「頭を下げて、じっとしている」 ・「揺れがおさまるまで頭を出すな」	1 あわてて外に飛び出したりせ ず、机の下に身を入れ頭を防護 する。 2 すべての行動を止め、静かに 放送を聞く。 3 教師の指示を受けるまでは勝 手な行動をしない。上ばきをき ちんとはく。 4 校庭・体育館等にいた場合 ア 校舎や塀（窓や壁際）から離 れ、頭を守ってふせる。 イ 地震がおさまりしだい教師の 指示に従い行動する。
第2次措置	○校舎及び周囲の状況 を確認し、避難開始の 命 令を校内放送及び口 頭 で行う。	*教室内外の状況を確認し、避難の 準備を行う。授業がない教師は、 避 難経路の確保にあたる。 *屋外へ避難命令を受けた場合は、 生徒に防災措置をとらせ避難経路 に従い避難を開始する。 *「おさない」「かけない」「しゃべ らない」「もどらない」で行動させる。 －「お・か・し・も」の約束	1 先生の指示に従い、静かにすば やく廊下に並ぶ。学用品は持た ないようにする。 2 火災が発生している場合は、 身を低くし、ハチを口にあて煙 を吸わないようにする。 3 「お・か・し・も」の約束を 守 る。 4 校庭に出たら、教師を先頭に、 早足で行動する。
第3次措置	○避難終了の確認を行 うとともに第三次避難場 所への動向を判断する。	*出席簿、を携行し、校庭へ避難完 了後人員点呼を行い異常の有無を 本部へ報告する。	1 集合場所では整列し座って指 示があるまで静かに待つ。

*本部員とは、隊長（校長）、副隊長（副校長）、指揮係（防災安全担当者）をさす。
（本部員が不在の場合は、生活指導主任が代行する。）

(2) 授業中以外（休み時間等）に地震が発生した場合の基本行動

	本部員の基本行動	教師の基本的行動	生徒の基本的行動
第1次措置	○火気使用器具の始末を すると共に初動体制に 必要な指示、命令を校 内放送で行う。 ○状況に応じた必要な 命令処置を行う。	*地震発生と同時に担任は、教室に 直行し、教室にいる生徒に机の下に 入るように指示するとともに出口を 確保する。副担任は、校庭・体育 館・各階の廊下等に急行し、生徒の 安全処置を講じ、状況により、生徒 に教室に戻るよう指示する。 *火気使用器具の始末を行う。 *窓際やテレビ、ロッカーなどか ら生徒を離れさせる。 *指示は大声で明確にして、生徒 を落ち着かせる。	1. 教室、廊下、トイレ等にいた場 合 ア 教室にいる場合は、ただちに 机の下に身を寄せる。 イ 廊下にいる場合は、ガラス窓か ら離れ、廊下等の中央に身を ふせ教師の指示により教室に 戻る。 ウ トイレ等にいる場合はドアを 開き、その場で地震が終了す るのを待ち教師の指示により 教室に戻る。

		【指示例】は同上	2.校庭・体育館等にいた場合 ア 校舎や塀（窓や壁際）から離れ、頭を守ってふせる。 イ 地震がおさまりしだい教師の指示に従い行動する。
第2次措置	授業中の場合に準じる。	授業中の場合に準じる。	授業中の場合に準じる。 その場にいる教師の指示に従って行動する。また、近くに教師がいなかった場合は、放送の指示に従い、校庭へ避難する。
第3次措置	避難終了の確認を行うとともに第三次避難場所（城北中央公園）への動向を判断する。	*出席簿を携行し、校庭へ避難完了後人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。	. 集合場所ではクラス毎に整列し、座って指示があるまで静かに待つ。

（３）校外活動時に地震が発生した場合の基本行動

教職員の指示と行動	○ 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。 ○ 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。 ○ 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 ○ 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。 ○ 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。 ○ 携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。
-----------	--

（４）登下校時に地震が発生した場合の基本行動

生徒の基本行動	○ 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。 ○ 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。 ○ 交通機関を利用している生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。 ※登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。
---------	--

2 状況に応じた生徒の下校・引き渡し

（１）学校を含むエリアの震度が５弱以上の場合

学校周辺の災害状況を確認、学校がより安全であると判断できる場合は、学校で保護する。そして、保護者への連絡を行い、直接引き渡す。（震度５弱の場合、保護者が生徒を引き取りにくる旨を周知しておく。また、保護者への連絡がつかないことが考えられるので、連絡方法を周知しておく。）

（２）学校を含むエリアの震度が５弱未満の場合

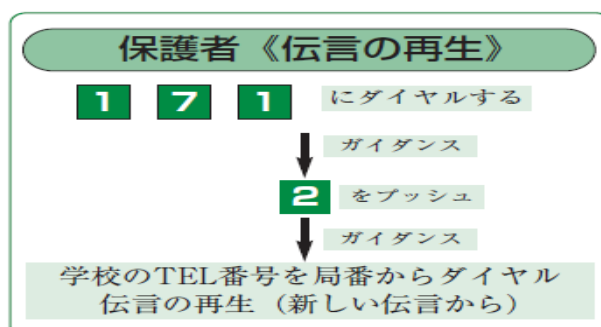
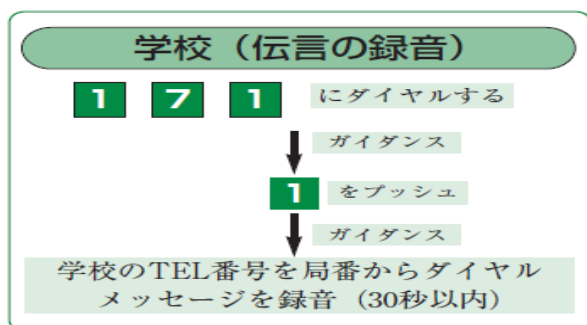
- ・学校周辺の災害状況、安全を確認後、状況によっては、地域別下校を行う。（地域別下校とは、住所の近い生徒がまとまり、教員の引率で集団下校する。）

3 保護者との連絡について

緊急連絡網などの電話連絡を基本とするが、これが不通の場合は、次の手段による。

(1) ホームページによる情報発信

(2) 171 (災害用伝言ダイヤル)



4 学校災害対策本部組織

対策本部

担当者	平常時	震災時
運営委員会 メンバー 本部長…校長 校長不在の場合は副校長、管理職不在の場合は、生活指導主任が代行	○安全計画の作成 ○学校災害本部設置訓練 ○校内外の情報迅速処理系統の確立とその定期点検 ○関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備 ○指示系統の整備と点検 ○校内・近隣災害への対応策定	○学校災害対策本部委員は校長室へ集合 →学校災害対策本部設置 ○校内外の迅速把握体制の設置 ○関係機関との情報授受及びその一元化处理、連絡調整 ○指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝授

教員担当

班担当者	平常時	震災時
連絡班 副校長 生活指導主任	○発生時の生徒、職員の生死、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアルとその見直し。 ○救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備	○生徒、職員、施設、学校周辺、ライフライン、交通機関等の状況収集。 ○関係機関、保護者等との連絡及び情報収集。 ○正確な事態の把握と伝達。
避難誘導班 学年主任	○避難経路の安全確保 ○避難の妨げになる物の排除	○校舎内に逃げ遅れた生徒の有無の確認。 ○最善の避難経路の選択 ○生徒への避難誘導
施設班 生活指導部	○学校施設の安全確保 ○初期消火活動体制の整備	○学校施設・整備等の点検リストを持つての校内巡視。 ○地震後の校舎等、建造物の応急危険度判定の要請

食糧班 栄養士 用務主事	○飲料水、食用の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資機材の整備、管理 ○給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し	○学校に保護する生徒への食事の準備 ○給食・給水の必要性や数量的見極め
救護班 養護教諭 進路学習部	○薬品や器具の整備と点検 ○搬送資機材の整備 ○応急手当技法の習得 ○搬送先医療機関の特定と連携	○けが人への応急救護 ○医療機関の被害程度の確認
避難所支援班 教務主任 教務部	○地域の避難施設としての役割・支援の内容確認 ○震災救援所との連携 ○地震に伴う徒歩寄託者のステーションとしての施設開設	○学校施設管理上の制限区域の設置 ○震災救援所との連携調整（施設保善、衛生保持等の側面）
搬出担当 事務	○重要書類の消失、散逸防止と安全持ち出しの方途策定、管理、責任 ○校内設備の安全管理、危険防止 ○消防設備、施設の保守点検 ○上記のマニュアルの作成、記録簿作成	○重要書類の消失、散逸防止と安全持ち出しを図る

5 教育委員会指導室への報告

学校は、地震時には、教育委員会指導室にあらかじめ定めた方法により、被害状況等に応じて適時、適切に被害状況等を報告する。

(1) 第1次報告「地震発生時における被害状況等の報告」 様式—4

地震発生後早期に報告

(2) 第2次報告「大震災による被害状況詳細報告」 様式—5

大震災後7日以内に報告

(3) 第3次報告「学校教師区活動再開見通し報告」 様式—6

状況把握でき次第

5 避難所開設時の対応方法

（避難所の開設）

避難所の開設及び閉鎖については、区災害対策本部の指示により行う。また、被災状況等により当該校に避難所が開設されない場合でも、区内の他校に避難所が開設された場合には、各学校間で応援態勢をとることとし、別途区教育委員会からの指示により応援協力を行うものとする。

（避難所運営担当）

避難所の管理運営は、自主防災組織（町会）を中心に避難者及び被災者等が自主的に運営する。避難所長は、自主防災組織（町会）から予め選出しておく。避難所班（区職員）は、自主防災組織（町会）とともに避難所の運営業務にあたる。学校長は施設管理者としてこれを支援する。

- （１）自主防災組織（町会）・避難所班と所属教職員との打ち合わせを定期的に行い、避難所運営について事前協議を行う。
- （２）教職員の初動態勢・・・区の地域に震度５強以上の地震が発生した場合には、
 - ①家族、家屋の安全確認後、すみやかに学校に出勤する。
 - ②早期にかけつけられる教職員を中心に初期対応を行う。
 - ③建物倒壊、交通規制等のため出勤が不可能な場合には、その旨、連絡をとる。
 - ④交通機関が原因で長期間出勤ができない場合は、学校長の許可を得て、居住地の学校避難所等でボランティア活動に取り組む。
- （３）教職員の業務
教職員の本来的業務は生徒の安否確認、校内の危険物除去等の環境整備、通学路の点検確認等にあるが、避難所の運営は支援業務として、これを行う。
- （４）地域、保護者との連携
近隣協力員、消防団員、町会役員、青健委員、保護者等の協力をあおぎ、避難所運営がスムーズに行われるようにする。

（避難所運営組織）

避難所開設、運営に関わる組織は次のとおりとする。

- （１）避難所長・副避難所長は自主防災組織（町会）から予め選出されたものがあたる。学校長は、施設管理者として避難所運営を支援する。副校長は、それを補佐する。
- （２）学校長が不在の場合は、副校長が校長の職務を代理する。学校長と副校長がともに不在の場合は予め指定した教職員が校長及び副校長の職務を行う。
- （３）以下の担当については、避難所班の活動が軌道に乗るまで、教職員が緊急かつ短期的に従事する。
 - ①庶務担当を置き、被害調査、避難者の受け入れ、避難者組織の編成、記録作成情報収集、情報伝達、その他を行う。
 - ②施設担当を置き、危険箇所の点検・整備、清掃・環境衛生の管理に努める。
 - ③物資担当を置き、備蓄品の管理・配分、寝具等の物資の受払い等を行う。
 - ④給食担当を置き、避難者への給食の提供を行う。
 - ⑤救護担当を置き、避難者や生徒の救護にあたる。

（避難所運営業務）

避難所開設、運営に関する業務内容は次のとおりである。

- （１）避難所長は避難所班の区職員及び所属の職員と協力して、避難所の管理・運営を統括する。副避難所長は、避難所長を補佐する。
- （２）庶務担当（副校長を含める）
 - ①施設を点検し、被害状況をまとめる。
 - ②職員の初動態勢をつくる。（招集、役割分担）
 - ③立ち入り禁止場所を指定する。

- ④水、電気、ガス、電話の点検確保を行う。
- ⑤校庭を一般車両進入禁止とし、使用について割り振る。（テント、トイレ、炊飯場、物資の一時置場等）
- ⑥避難者受け入れ場所を指定し、表示する。
- ⑦避難者を受け入れ、避難者名簿を作成する。名簿を入りに口に掲示する。
- ⑧避難者の組織編成（適当な人数ごとに班を編成し班長を決める）及び収容場所を割り振る。
- ⑨避難所長、避難者の代表及び区職員で組織する避難所運営協議会を設置し、避難所運営等について定期的に打合せる。
- ⑩避難者に対し予め定めた方法（校内放送、掲示等）により、定期的に情報を伝達する。
- ⑪避難所開設日誌を作成する。
- ⑫避難収容状況、給食状況を災害対策本部へ報告する。状況報告は8時、12時、18時現在を記録し、それぞれの時刻に行う。
- ⑬問い合わせへの対応、広報、相談業務を行う。
- ⑭派遣されたボランティアへの連絡調整、支援を行う。（派遣元はボランティアセンター：情報処理センターの6階に設置）
- ⑮避難所班の追加派遣が必要な場合は、災害対策本部に避難所班の第二次派遣について要請をする。
- ⑯近隣の在宅避難者へ救援物資を輸送する。

*⑦避難者名簿、⑪避難所開設日誌、⑫避難収容状況 の書類については、防災備蓄倉庫に配備されている。

（３）施設担当

- ①危険箇所の除去作業。（特にガラスの大量散乱）
- ②環境整備、施設設備の補修を行う。
- ③清掃、ゴミを集め、焼却する。
- ④トイレ排水用水を運搬する。

（４）物資担当

- ①防災備蓄倉庫の備蓄品の管理、設置及び提供を行う。
- ②送付される食料品、寝具等、物資の受払いを行う。
- ③物品受払い簿の作成を行う。
- ④飲料水を確保する。（非常用井戸、プール水濾過）

（５）給食担当

- ①給食施設等を利用し、避難者へ給食を提供する。
- ②救助食料は、第一にアルファ化米・カンパン・クラッカーを当てる。
- ③給食は朝8時、昼12時、夕方18時に実施し、同時刻を過ぎて避難した者に対しては原則として次の給食から提供する。

（６）救護担当

- ①避難者、生徒の救護を行う。
- ②派遣された医療救護班及び医療ボランティアとの連絡調整を行う。

（避難所用提供施設）

避難所用提供施設について

（１）一般用として開設

- ①体育館
- ②校庭
- ③一般教室（授業再開のため、一定数の教室はできれば確保しておく）
- ④避難者数が多いときは、第一美術室、第二音楽室、第二美術室、被服室の順で開設する。

（２）職員等に開設

- ①修道館
- ②会議室
- ③放送室

（３）一般用としては非開設

- ①管理スペースとして校長室、職員室、事務室

- ②医療活動、カウンセリングのためのスペースとして保健室
- ③病人、高齢者への一時的スペースとして和室
- ④給食活動等のスペースとして給食室、主事室
- ⑤理科室（第一・第二）、調理室、第一音楽室、木工室、金工室、各特別教室の準備室は危険物保管及び備品確保のため、開設のための整備が整うまでは非開設とする。

6 資料

○緊急放送用スピーチ

*緊急連絡、緊急連絡します。生徒は、静かにして放送の指示に従いなさい。

生徒は、落ち着きなさい。口を閉じて、机の下にもぐりなさい。火、エアコンを消しなさい。カーテンを引き、窓とドアをあけなさい。

校庭・体育館にいる者は、中央に集まって、しゃがみなさい。

次の指示があるまで、そのまま、しばらくがまんをなさい。

*怪我や破損があれば、職員室へ連絡してください。

（職員室内の教師は、手分けをして巡回する。）

*これより、□ □ 階段と □ □ 階段を使って避難を始めます。

生徒は、先生の指示で廊下へ整列しなさい。おしゃべりは一切してはいけません。口を閉じなさい。

校舎内では、おしたり、かけたり、しゃべったりしてはいけません。

足元のガラスや頭の上からの落下物に注意しなさい。

校庭へでたら建物から、すぐに離れ、いつもの場所に集合。

学級委員はすみやかに点呼をして報告をしなさい。「避難開始」

*「地震がおさまった場合」先生の指示にしたがって、授業を再開してください。

○生徒引き渡しカード

緊急時引き取り対応のための個人カード

年 組 氏 名

板橋区で震度5弱を記録した東日本大震災での交通・連絡（電話等）の大混乱を考えると、関東で直下型の地震が起きた場合は、保護者の方との連絡や保護者の方が引き取りに来ることが難しいことも想定されます。連絡先は、できるだけ多く、可能な範囲でご記入ください。
お子様が幼稚園や小学校などに兄弟の引き取りに行（場合など、生徒のみでの下校を希望する場合には、備考欄にご記入下さい）。この個人カードは震災時の緊急連絡及び引き取り確認以外では利用いたしません。
震災時の緊急連絡及び引き取り確認での利用をご承諾された方は、ご記入の上、担任にご提出ください。
主に引き取りに来られる方（保護者）だけでなく、引き取りに来られるかもしれない兄弟、親戚の方などもご記入下さい。

連絡 順位	ふりがな ご 氏 名	続柄	性別	勤め先 (学生の方は学校名、学年)	家庭の固定電話の番号 及びFPC用メールアドレス	携帯電話の番号 及び携帯メールアドレス
1						
2						
3						
4						
5						
6						
備考						

＜災害用伝言ダイヤル利用法＞
「119」にダイヤルする
「2」を押す
上ー中の番号をダイヤルする
03-3956-8126
※緊急時以外に利用してはなりません。
＜上ー中のホームページアドレス＞
<http://www.tsa.ed.jp/edu/kami/jh/>

＜災害用伝言ダイヤル利用法＞
「119」にダイヤルする
「2」を押す
上ー中の番号をダイヤルする
03-3956-8126
※緊急時以外に利用してはなりません。
＜上ー中のホームページアドレス＞
<http://www.tsa.ed.jp/edu/kami/jh/>

※必ず読んでください。

○緊急地震速報発令時の対処方法

「緊急地震速報～まわりの人にも声をかけながら あわてず、まず身の安全を！！～」
(平成21年11月 気象庁) から抜粋

緊急地震速報 利用の心得 ふだんから、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えましょう！

まわりの人にも声をかけながら

あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら… (緊急地震速報がなくても)

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れがくるまでの時間は **数秒から数十秒** しかありません

緊急地震速報を見聞きしたら… (地震の揺れを感じなくても)

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

自動車運転中は

- あわててスピードをおとさない
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす

人が大勢いる施設では

- 係員の指示にしたがう
- あわてて出口に走り出さない

屋外(街)では

- スロッキ塀の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

周囲の状況により具体的な行動は異なります。日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

一般向け緊急地震速報の利用の心得（気象庁）から抜粋

【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】

1 家庭

家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本であり、家庭以外の学校や職場等で緊急地震速報を受信したときの行動についても、家庭での指針を基に自ら考えておくことが重要である。

- ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・あわてて外へ飛び出さない。
- ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。
- ・扉を開けて避難路を確保する。